

第三次担い手3法

～労務費・賃金の支払いに向けた取り組みについて～

国土交通省九州地方整備局
建政部 建設産業課

- | | |
|------------------------|----|
| 1. 建設業法の概要 | 1 |
| 2. 建設業法の改正と今後の予定 | 2. |
| 3. CCUS（建設キャリアアップシステム） | 3. |
| 4. 中央建設業審議会（中建審）の検討内容 | 4. |
| 5. 下請法・振興法の改正案について | 5. |
| 6. 建設業法令遵守に係る通報・相談窓口 | 6. |

1. 建設業法の概要
2. 建設業法の改正と今後の予定
3. CCUS（建設キャリアアップシステム）
4. 中央建設業審議会（中建審）の検討内容
5. 下請法・振興法の改正案について
6. 建設業法令遵守に係る通報・相談窓口

建設業法の概要

建設業の許可を要するもの

1. 許可制度

国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設置

都道府県知事許可

1の都道府県のみ
に営業所を設置

29業種
(土木工事・建築工事等)

特定建設業許可
(5,000万円以上の
下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可
(特定建設業以外)

許可の要件

経營業務管理責任者の設置

(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない)

営業所専任技術者の設置

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない)

その他、財産的基礎を有していること 等

建設業の許可を 要しないもの

500万円未満の建設工事

- ・ 建築一式工事
1500万円未満
150㎡未満の木造住宅工事
※注文者が材料を支給する場合は、その材料費を含む

2. 技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置

(4,500万円以上の
下請契約を結ぶ工事)

主任技術者の設置

(全ての建設工事)

技術者の専任配置

(公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する工事を行う場合)

監理技術者資格証の携帯義務
及び監理技術者講習の受講義務あり

3. 監督処分

※許可を有さない者に対しても処分

**法令遵守の実効性を確保するため
不適格な者に対する処分**

(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負 等)

- ①指示処分
- ②営業停止処分
- ③許可取消処分
- ④罰則の適用

4. 請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務
請負契約の書面締結義務 等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

5. 経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査

(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

- ①経営規模
- ②経営状況
- ③技術力
- ④その他

6. 紛争の処理

建設工事紛争審査会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置)

- あっせん
- ①斡旋
 - ②調停
 - ③仲裁

1. 建設業法の概要
2. 建設業法の改正と今後の予定
3. CCUS（建設キャリアアップシステム）
4. 中央建設業審議会（中建審）の検討内容
5. 下請法・振興法の改正案について
6. 建設業法令遵守に係る通報・相談窓口

第三次担い手3法の全体像

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

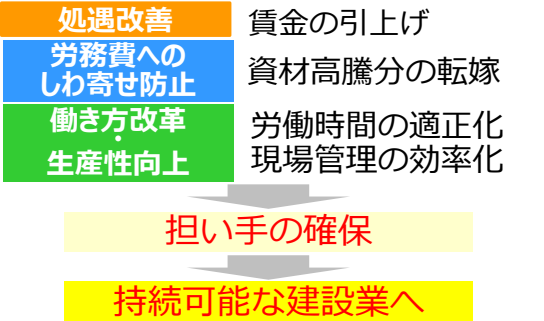
		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 (▲15.0%) 1,956時間/年 (+3.1%)
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



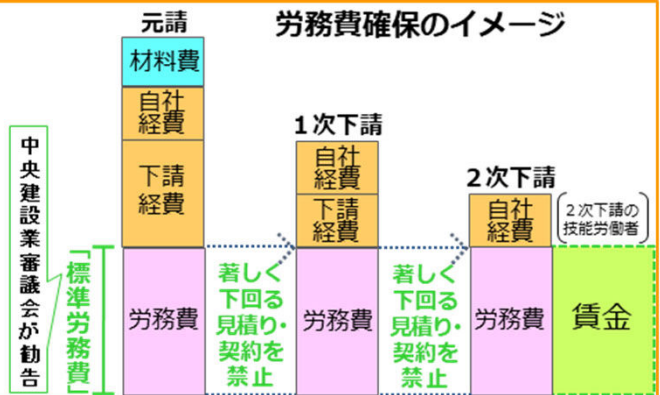
概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

R6.12施行①

R6.9施行



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

R6.12施行②

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

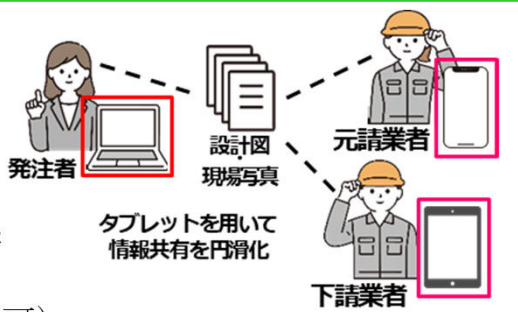
3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)

R6.12施行③

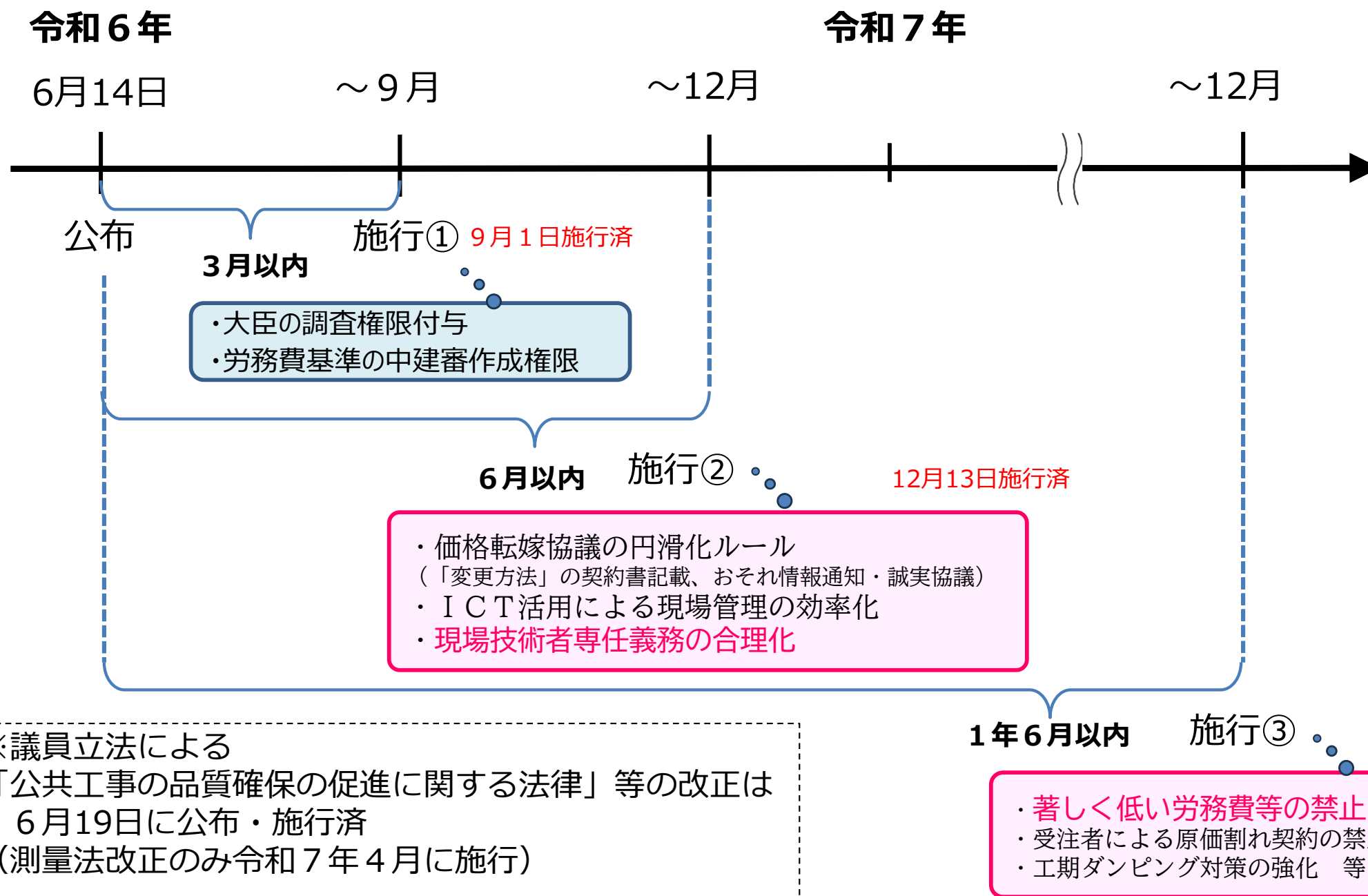


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



施行時期について(建設業法・入契法)

建設業法・入契法



1. 一般建設業と特定建設業の区分

特定建設業許可が必要な下請代金額（発注者から直接請け負う工事の下請代金の総額）
の下限の引き上げ

	改正前	改正後
建築一式工事以外	4,500万円以上	5,000万円以上
建築一式工事	7,000万円以上	8,000万円以上

2. 監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成

監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成が必要な下請代金額（発注者から直接請け負う工事の下請代金の総額）の下限の引き上げ

* 公共工事については下請代金額に関わらず、施工体制台帳の作成及び施工体系図の作成・掲示が必要（従前のとおり）

	改正前	改正後
建築一式工事以外	4,500万円以上	5,000万円以上
建築一式工事	7,000万円以上	8,000万円以上

3. 主任技術者等の専任が必要な工事

主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限の引き上げ

	改正前	改正後
建築一式工事以外	4,000万円以上	4,500万円以上
建築一式工事	8,000万円以上	9,000万円以上

4. 特定専門工事

下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事（**型枠工事**及び**鉄筋工事**）の下請代金額の上限の引き上げ

	改正前	改正後
特定専門工事	4,000万円以上	4,500万円以上

5. 技術検定の受検手数料の見直し

技術検定について、人件費や物価の高騰を踏まえた受検手数料の引き上げ
令和7年1月1日施行、令和7年度に実施される検定から適用

現場配置技術者の資格一覧

許可を受けている業種	指定建設業（7業種）			その他（左記以外の22業種）		
	土木一式、建築一式、管、鋼構造物、舗装、電気、造園			大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請発注金額の合計	5,000万円以上※1	5,000万円未満※1	5,000万円未満※1 ※5,000万円以上は契約不可	5,000万円以上※1	5,000万円未満※1	5,000万円未満※1 ※5,000万円以上は契約不可
工事現場に置くべき 技術者	監理技術者及び 監理技術者補佐		主任技術者	監理技術者及び 監理技術者補佐	主任技術者 （特定専門工事の下請負人は配置不要）	
技術者の資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者 ③1級技士補（監理技術者補佐のみ）		①1・2級国家資格者 ②登録基幹技能者等 ③指定学科＋実務経験（3年または5年） ④実務経験（10年）	①1級国家資格者 ②指導監督的な実務経験 ③1級技士補（監理技術者補佐のみ）	①1・2級国家資格者 ②登録基幹技能者等 ③指定学科＋実務経験（3年または5年） ④実務経験（10年） ※3	
監理技術者資格者証 及び講習の必要性	監理技術者・特定専門工事以外の主任技術者：公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が4,500万円以上となる工事※2 監理技術者補佐・特定専門工事の主任技術者：配置される全ての工事					

※1：建築一式工事の場合 8,000万円 ※2：建築一式工事の場合 9,000万円

※3：特定専門工事の主任技術者の場合、特定専門工事に関し1年以上の指導監督的な実務経験が必要

専門技術者の配置（建設業法第26条の2第1項）

土木工事業や建築工事業の建設業者が、元請として一式工事を施工する場合でその工事の中に他の専門工事も含まれている場合、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません

一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事について、主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる

or

一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、その専門工事について主任技術者の資格を持っている他の者を専門技術者として配置する

or

その専門工事の建設業の許可を受けている専門工事業業者を下請けにする

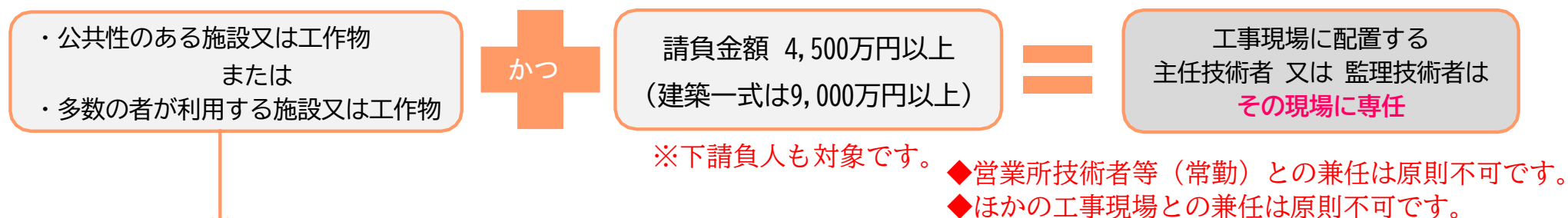
附帯工事の施工に際しても同様の取扱いとなります（建設業法第26条の2第2項）

現場配置技術者の専任が求められる工事

法第26条第3項

○公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、専任の者でなければなりません。

- ！ 工事現場ごとに置く専任の技術者の配置は、下請工事であっても必要です。（元請負人・下請負人の区別はありません。）
 ！ 対象は、公共工事に限りません。民間工事も含まれます。（個人住宅を除く多くの工事が対象になります。）



- 国、地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
- 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する工事
- 電気事業用施設、ガス事業用施設に関する工事
- 石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設に関する工事
- 電気通信事業者が電気通信事業の用に供する施設に関する工事
- 鉄塔（放送の用に供する施設）、学校、図書館、美術館、博物館、展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院、診療所、火葬場、と畜場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、公会堂、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、公衆浴場、興行場、ダンスホール、神社、寺院、教会、工場、ドック、倉庫、展望塔

※詳しくは、建設業法施行令第27条をご確認下さい。

主任技術者の専任配置の特例

2以上の工事を同一の専任の主任技術者が兼任できる場合

建設業法施行令第27条第2項

○公共性のある工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所で施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。（※専任の監理技術者は適用外）

従前の取扱い（H25.2.5より実施）

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

要件の緩和（*東日本大震災の被災地ではH25.9より適用）

A地区
公営住宅
建築工事

同一の専任の
主任技術者



構造部材（木材）
を一括で調達

10km程度以内

B地区共同住宅建築工事

近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加（建築工事でも適用）】

（例）・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

専任特例 1 号

専任特例 1 号は主任技術者又は監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされています。
 なお、下請企業が配置する主任技術者についても適用可能です。

請負金額	原則専任
1億円(2億円)	
4,500万円 (9,000万円)	情報通信機器の活用等による 兼任制度の新設 *主任技術者・監理技術者に適用可能
()は建築一式工事	専任不要

【兼任の要件】(以下の全ての要件をみたすこと)

①請負金額

1 億円(建築一式工事の場合は 2 億円)未満

②工事現場間の距離

1 日で巡回可能かつ移動時間が概ね(片道)2 時間以内

③下請次数

3 次まで(自社の下に 3 次まで)

④連絡員の配置 *1

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者)

⑤施工体制を確認できる情報通信技術の措置 *2

⑥人員の配置を示す計画書の作成、保存等 *3

電磁的方法によることができる

⑦現場状況を確認するための情報通信機器の設置 *4

⑧兼任現場数

2 以下

- *1 同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能です。また、1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能です。
 連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めません。
- *2 情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいですが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認出来るシステムであれば可能です。
- *3 工事現場ごとに据え置き、帳簿と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければなりません。
- *4 情報通信機器については、遠隔の現場との必要なやりとりを確実に実施できるものであればよく、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも構いません。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しません。

主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例

2つの工事を同一の主任又は監理技術者が兼務できる場合

専任特例1号

○主任技術者又は監理技術者は以下の要件を満たした場合に、専任を要する2現場の兼務が可能となります。（専任特例1号）
（※専任特例2号との併用はできません。）

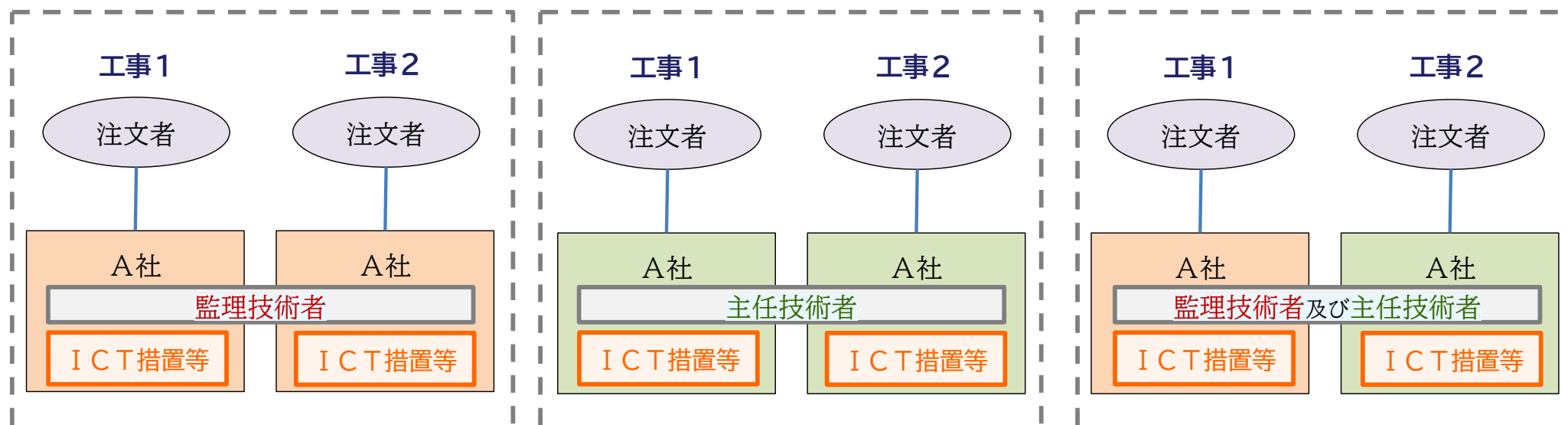
監理技術者又は主任技術者が兼務できる要件

R6.12から適用

- ① 各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること
- ② 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること
- ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること※1
- ⑤ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること
- ⑥ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること※2
- ⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること
- ⑧ 兼務する工事の数が2を超えないこと

※1 土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者を配置。

※2 電磁的記録媒体による措置も可能。当該計画書は、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。計画書参考様式：
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html



※専任特例1号の場合、監理技術者は主任技術者との兼務が可能

監理技術者の専任配置の特例

2つの工事を同一の監理技術者が兼務できる場合

専任特例2号

- 監理技術者の職務を補佐する者を工事現場に専任で配置した場合には、監理技術者は2現場の兼務が可能となります。
(※専任特例1号との併用はできません。)
- 監理技術者は兼務が可能となるが、監理技術者は建設工事を適正に実施するため、**当該建設工事の施工計画の作成、工程管理・品質管理その他の技術管理**といった業務を引き続き担っています。

【監理技術者が現場に専任する場合】

- ・建設工事の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければなりません。

工事1

注文者

元請A社
監理技術者A
(専任)

二次下請
主任技術者

三次下請
主任技術者

工事2

注文者

元請A社
監理技術者B
(専任)

二次下請
主任技術者

三次下請
主任技術者

【監理技術者が2現場を兼務する場合】

R2.10.1から適用(特例監理技術者制度)

- ・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務が認められます（当面2現場）
- ・政令で定める者は、**主任技術者の要件を有する者のうち、1級技士補の資格を持つ者**とします。※技術検定制度の見直しはR3.4から適用

工事1

注文者

元請A社

監理技術者A
監理技術者補佐X
(専任)

二次下請
主任技術者

三次下請
主任技術者

工事2

注文者

元請A社

監理技術者A
監理技術者補佐Y
(専任)

二次下請
主任技術者

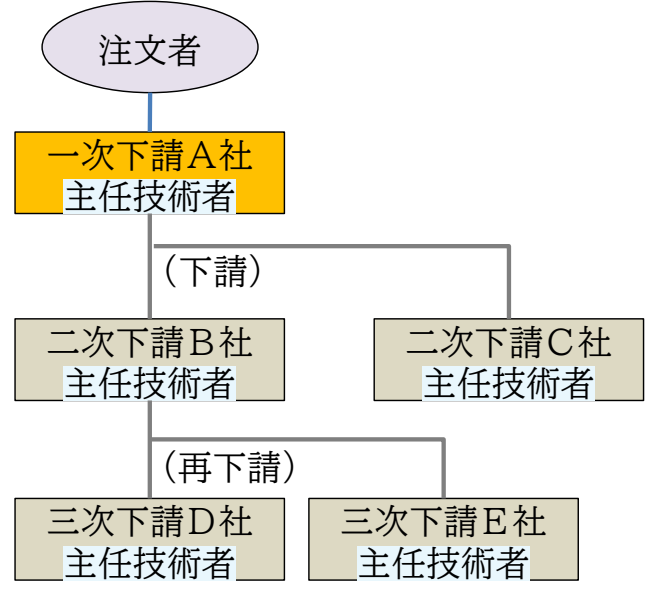
三次下請
主任技術者

兼務可能

工事現場に主任技術者を配置することを要しない場合（鉄筋工事・型枠工事）

【全ての下請負人が技術者を配置】

本来であれば一次下請A社が配置する主任技術者による技術上の施工管理のみで適正施工が確保される場合であっても、第26条の規定により全ての二次・三次下請（B～E社）がそれぞれ主任技術者を配置する



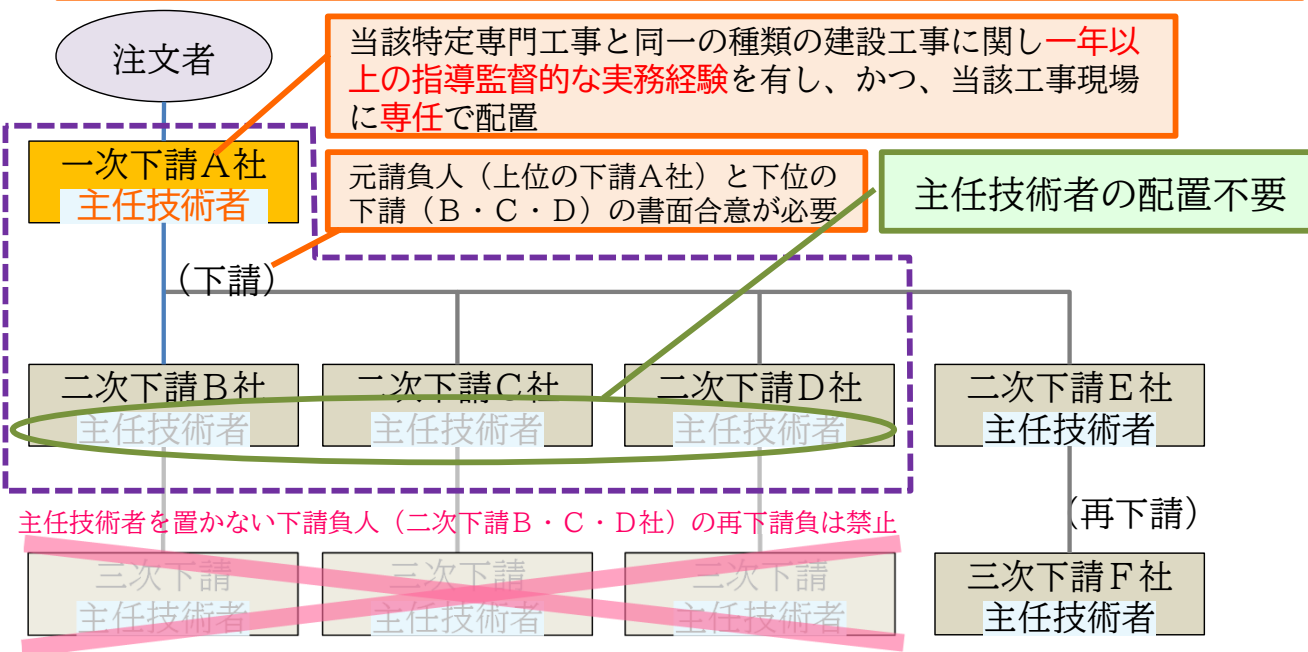
一次下請A社の直用の労働者が不足しており、その不足を補うため同様の建設工事の内容をB社に再下請。（B社でも足りない場合はさらにD社、E社にも再下請）

【特定専門工事を適用した場合】 R2.10から適用

適用対象：下請代金の額が4,500万円未満の特定専門工事（鉄筋工事・型枠工事）

一次下請A社及び二次下請B・C・D社は、合意によりA社が配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であればB・C・D社の主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B・C・D社は主任技術者を配置することを要しない

予め注文者の書面による承諾が必要（建設業法第26条の3、同法施行規則第17条の8条）



当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上の指導監督的な実務経験を有し、かつ、当該工事現場に専任で配置

元請負人（上位の下請A社）と下位の下請（B・C・D）の書面合意が必要

主任技術者を置かない下請負人（二次下請B・C・D社）の再下請負は禁止

効果

元請負人：自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる
下請負人：受注の機会を確保しやすくなる

+ 建設業における重層下請構造の改善に寄与

原則 営業所技術者等は現場の技術者になりません！

営業所技術者等（特定営業所技術者又は営業所技術者）は、原則として現場の主任技術者又は監理技術者になることができません

営業所技術者等が現場配置技術者となれる例外的なケース

1）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある工事の場合

- ① 所属する営業所で契約締結した工事であること
- ② 兼ねる工事の現場数が1以下であること
- ③ 監理技術者又は主任技術者の兼務特例（**専任特例1号**）で示す①～⑦を満たしていること
- ④ 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

2）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない工事の場合①

営業所と工事現場が**近接している場合** [※距離等の一律の規定ナシ]

- ① 所属する営業所で契約締結した工事であること
- ③ 所属する営業所での職務が適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること ※
- ③ 所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること
- ④ 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

3）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない工事の場合②

営業所と工事現場が**近接している場合以外**

- ① 上記1）の要件を全てみたすこと

1. 建設業法の概要
2. 建設業法の改正と今後の予定
3. CCUS（建設キャリアアップシステム）
4. 中央建設業審議会（中建審）の検討内容
5. 下請法・振興法の改正案について
6. 建設業法令遵守に係る通報・相談窓口

建設キャリアアップシステムの目的

目的

技能者の処遇

人材確保

生産性向上

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



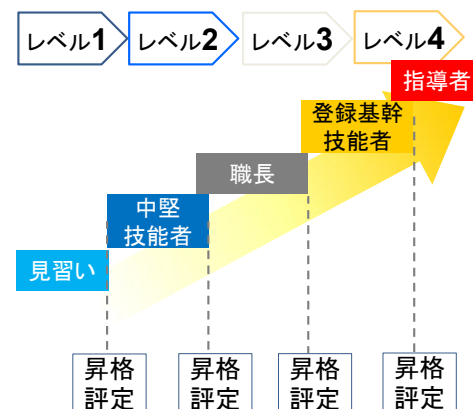
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

建設キャリアアップシステムの活用シーン

技能者の技能や職歴に応じた賃金支払いの環境整備

事業者



システムで閲覧できる技能者情報

就業日数	510日	210日	150日	360日	60日
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
基礎技能者	資格	資格	資格	研修受講	資格
就業日数 <td>250日</td> <td>370日</td> <td>10日</td> <td>170日</td> <td>50日</td>	250日	370日	10日	170日	50日
△△△	△△△	△△△	△△△	△△△	△△△
資格	基礎技能者	資格	資格	研修受講	資格

CCUSのレベルがあれば
技能の水準がわかりやすい

- ☆元請企業が、専門工事業者の技能者の技能を踏まえて、**適切な労務費を支払う環境**を整える
- ☆下請企業が、技能者の能力評価やCCUSのレベル別年収を参考として、**技能者の技能に応じた賃金支払いを行う環境を整える**

システム画面のイメージ（就業履歴）

雇用事業者	現場名	就業年月	就業日数	立場	作業内容
〇〇建設(株)	△△ビル	2016.3	18	職長	大工工事
〇〇建設(株)	□□マンション	2016.6	14	職長	設備設置工事
〇〇建設(株)	××市役所	2016.9	17	職長	設備設置工事
計	3 現場		49日		

技能者



自分の資格や従事した
工事の履歴の確認

- ☆自身の経歴等が簡易に一覧できるようになり、更なるスキルアップを促す
- ☆技能者が再入職する際などに、**自身の技能や就業履歴を簡易に証明**できる
- ☆CCUSのレベル別年収を参照して、**自身の技能に応じた賃金の目安を確認**できる。

審査済のデータに基づく社会保険加入状況の確認

⇒適切に社会保険に加入している技能者の活用を促す



技能者ID	技能者名	職種	立場	健康保険		年金保険
				加入	種類	
12345678	建設一郎	特殊作業員	職長	有	国民健康保険組合	...
90122345	土木花子	とび・土工	班長	有	国民健康保険組合	...
67890123	建築次郎	配管工		有	国民健康保険組合	...
...						

建設業退職金共済制度における確実な掛金積立て

本人情報

0123456789
建設 太郎
S60/07/01
男
03-xxxx-xxxx

保有資格

×××	〇〇〇
資格	研修受講

就業履歴

〇〇建設(株)
△△ビル建設工事
就業日数 計〇〇日

比較・確認



就労日数分の掛金が積立てられているか簡便に確認

【技能者の能力評価】 能力評価制度の概要

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した42分野)に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

(令和6年2月末現在 レベル1※: 128.7万人 レベル2: 2.1万人 レベル3: 2.1万人 レベル4: 5.2万人)

※レベル判定を受けていない技能者

建設キャリアアップシステムに 技能者の資格と経験を蓄積

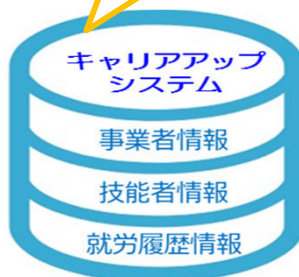
<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ

	ID	123456789012		
	氏名	建設 太郎		
	生年月日	S55 1980/07/28		
	保有資格			
登録基幹技能者	型枠	2016.06.20		
技能講習	玉掛け	2008.05.21		
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09		
社会保険加入状況		退職金共済		
健保	☐ 協会健保	建退共	☐	
年金	☐ 厚生年金			
雇用	☐			

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行

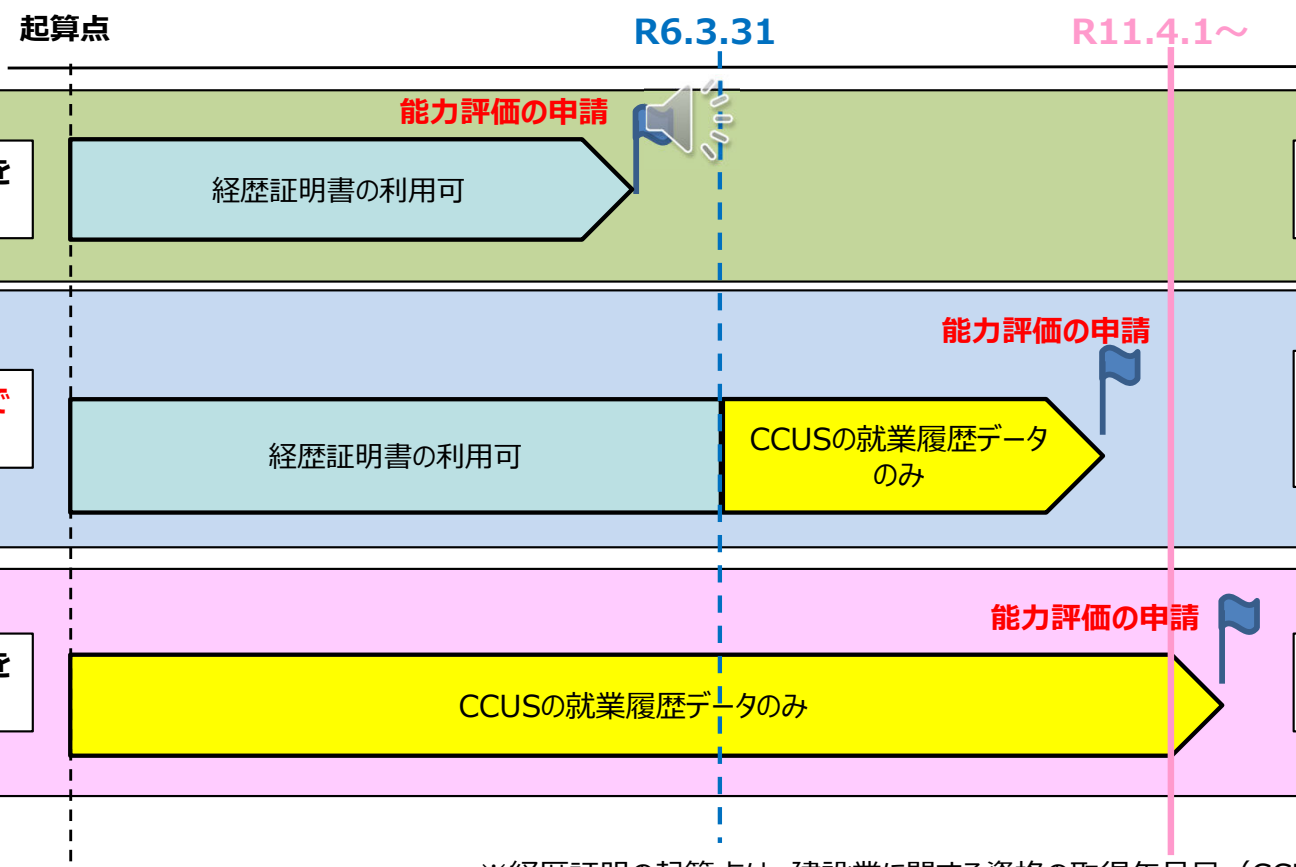


初級技能者 (見習い) 中堅技能者 (一人前の技能者) 職長として現場に従事できる技能者 高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

CCUS能力評価申請における経歴証明書の活用

- CCUSの能力評価制度では、就業年数、職長・班長としての経験年数は、現場でのタッチ等により蓄積された、CCUSの就業履歴データにより評価することを原則としている。
- 一方で、CCUSに就業履歴を蓄積できる環境が整うまでの経過的な措置として、**令和11年3月31日までに**能力評価の申請を行う場合には、**令和6年3月31日までの就業年数、職長・班長の経験年数**については、所属事業者等により作成された『**経歴証明書**』を利用することが可能（**令和6年4月以降分**については、**経歴証明書が利用できなくなる**）。
- **令和11年4月以降**は、令和6年3月31日以前分も含め、**すべての期間について、原則どおりCCUSの就業履歴データのみにより評価**する。

【段階的な移行】



R6.3.31までに能力評価を申請する場合

経歴証明書の利用可

能力評価の申請

すべての期間の就業実績について、経歴証明書を利用できます

R6.4月からR11.3月末までに能力評価を申請する場合

経歴証明書の利用可

能力評価の申請

CCUSの就業履歴データのみ

R6.4月以降分の就業実績については、経歴証明書が使えなくなります

R11.4月以降に能力評価を申請する場合

CCUSの就業履歴データのみ

能力評価の申請

すべての期間の就業実績について、経歴証明書が使えなくなります

※経歴証明の起算点は、建設業に関する資格の取得年月日（CCUSに登録された情報）

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの活用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行

〔事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点〕

【土木工事】(R5年度実績・予定(R6.2末現在)、青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事
(義務化: **54件**、WTO対象工事)
(活用推奨: **68件**、Bランク以上)

- 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある45都道府県において、**直轄Cランク工事でのモデル工事を試行**
(活用推奨: **649件**、Cランク工事)

- 農水省もR5.1以降入札公告分から試行

【営繕工事】(R4年度契約)

- CCUS活用推奨モデル営繕工事
(**全国で42件**)

【港湾・空港工事】(R5年度契約)

- CCUS活用モデル工事
(**全国で266件**)

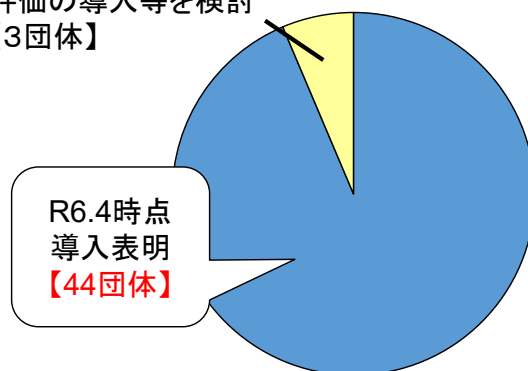
地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

【都道府県の導入・検討状況】

- **44都道府県が企業評価の導入等を表明**、他の全ての県も検討を表明

評価の導入等を検討
【3団体】



【指定都市・市区町村の導入状況】

- **20ある全ての指定都市**で企業評価の導入を表明
- **60以上の市区町村**で企業評価の導入を表明

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

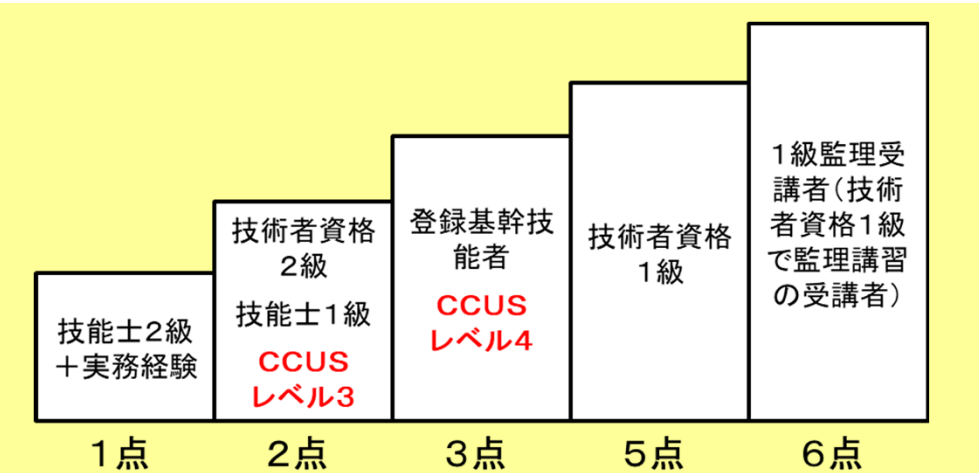
- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度:20件で適用)
- 水資源機構においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施。その他本社契約の土木一式工事は推奨モデル工事として原則実施
- R3年度より、NEXCO西日本、東日本において義務化モデル工事開始。また阪神高速道路において活用推奨モデル工事を実施(R3年度:38件)。
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化及び推奨モデル工事を実施
- 国立大学法人でも実績(京教大等)

CCUSの能力評価(レベル判定)を受けた技能者は、その所属会社が受ける経営事項審査において加点対象とする

R2.4.1~

【Z1：技術職員数】

○建設キャリアアップシステムにおいて、レベル4、3と判定された者の数に応じて、新たに評点を付与
※技能士1級や登録基幹技能者でなくても加点



※建設技能者の能力評価基準において

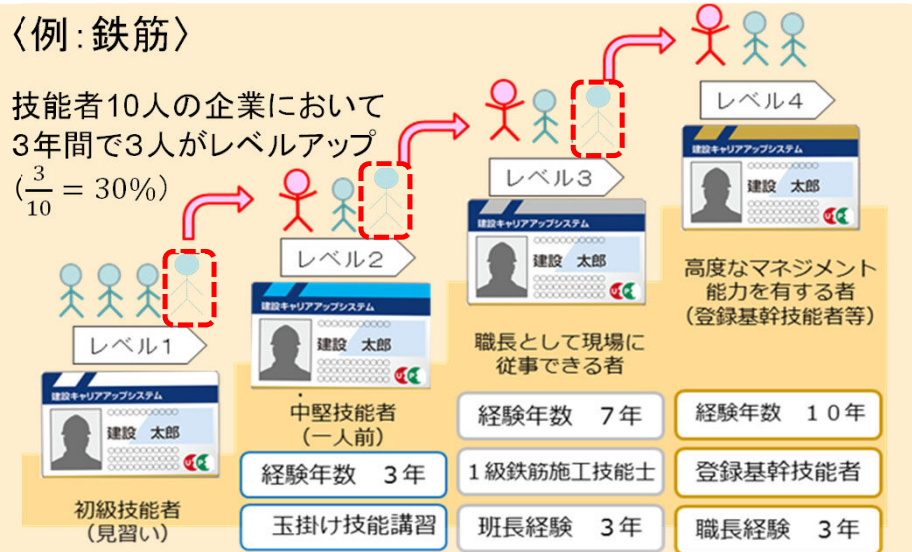
- ・ レベル4 = 登録基幹技能者相当(例:建設マスター)
- ・ レベル3 = 技能士1級相当(例:安全衛生教育、建設ジュニアマスター)

とされている。

R3.4.1~

【W10：知識・技術技能の向上の取組】

○基準日以前3年間ににおいて、建設キャリアアップシステムでレベル2以上にアップした建設技能者の割合に応じて評点を付与(最大10点)



※技術者については、一人当たりの継続教育(CPD)プログラムの受講単位数に応じて評点を付与。

経営事項審査における建設キャリアアップシステムに係る加点

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
 - ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
 - ③ 災害応急工事
- 〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事
〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕 〕

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム (<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>) により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 <u>民間工事を含む全ての建設工事</u> で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 <u>全ての公共工事</u> で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

1. 建設業法の概要
2. 建設業法の改正と今後の予定
3. CCUS（建設キャリアアップシステム）
4. 中央建設業審議会（中建審）の検討内容
5. 下請法・振興法の改正案について
6. 建設業法令遵守に係る通報・相談窓口

- 第三次担い手三法（令和6年改正）により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論することとする。

委 員

（学識者等）

榎並 友理子（日本アイ・ビー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長）
恵羅 さとみ（法政大学社会学部准教授）
大森 有理（弁護士）
座長 小澤 一雅（政策研究大学院大学教授）
楠 茂樹（上智大学法学部教授）
佐藤 あいさ（パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長 兼 人事・総務労務室長）
西野 佐弥香（京都大学大学院工学研究科准教授）
長谷部 康幸（全国建設労働組合総連合賃金対策部長）
堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科教授）
前田 伸子（(公社)日本建築積算協会専務理事）

（受注者側）

青木 富三雄（(一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長）
荒木 雷太（(一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長）
岩田 正吾（(一社)建設産業専門団体連合会会長）
白石 一尚（(一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長）
土志田 領司（(一社)全国中小建設業協会会長）

（発注者側）

太田 清（三菱地所(株)執行役員経営企画部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長）
小沼 豊（松戸市建設部長）
小林 秀行（東京都財務局技術管理担当部長）
丸山 優子（(株)山下PMC代表取締役社長）
渡邊 美樹（(独)都市再生機構本社住宅経営部次長）

※50音順・敬称略・
令和7年3月26日現在

主な論点

○「労務費の基準」の実効性確保について

- ・ 入札時・契約時における実効性の確保
- ・ 契約後における労務費・賃金の支払いの担保
- ・ 行政（Gメン）による検証

○「労務費の基準」の作成について

- ・ 基準の計算方法
- ・ 基準の作成単位（都道府県別につくるか等）
- ・ 基準の改定（頻度等）

スケジュール

令和6年9月10日 第1回WG開催【済】

11月6日 第2回WG開催【済】

12月26日 第3回WG開催【済】

令和7年2月26日 第4回WG開催【済】

3月5日 第5回WG開催【済】

3月26日 第6回WG開催【済】

（以降、議論の進捗状況に応じてWGを随時開催）

令和7年11月頃までに中央建設業審議会にて労務費の基準の勧告

【どのように検証するか】

- 検証に当たっては、
 - ① 受注者が当初見積書の提出時に基準比で著しく低い労務費を見積もっていないか。
 - ② 発注者が最終見積書の提出までに労務費が著しく低くなるような見積り変更依頼をしていないか。
 を確認することとし、基準比で安価な労務費が見積もられていた場合、それが
 - (1) 機械導入等の生産性向上(歩掛(必要人工)の減少)によるものか、労務単価の引き下げによるものか。
 - (2) (1)の原因の程度や妥当性 について比較し検証を行うこととする。
- 「著しく低い」かどうかの程度の判断基準については、事務局において内部基準として検討する。

検証イメージ

X工事の当初見積書	
労務費の額・積算根拠	
① 労務費の額	35 万円
② 施工数量	5 トン
③ 人工数	10 人日
1人日当たりの単価 =①÷③	3.5 万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	2 人日
1人日当たり作業量 =②÷③	0.5 トン

X工事の最終見積書	
労務費の額・積算根拠	
① 労務費の額	15 万円
② 施工数量	5 トン
③ 人工数	10 人日
1人日当たりの単価 =①÷③	1.5 万円
1施工量当たりの歩掛 =③÷②	2 人日
1人日当たり作業量 =②÷③	0.5 トン

【設例】

- A職種の「労務費の基準」が8万円/トン、「公共工事設計労務単価」が4万円/人日、労務費の基準が想定する「標準的な歩掛り」が2人日である場合。
- A職種の技能者が施工するX工事において、当初見積書における労務費の額を35万円、施工数量5トン、人工数を10人日とし、最終見積書の労務費の額を15万円、施工数量と人工数は当初見積書と同じとする。

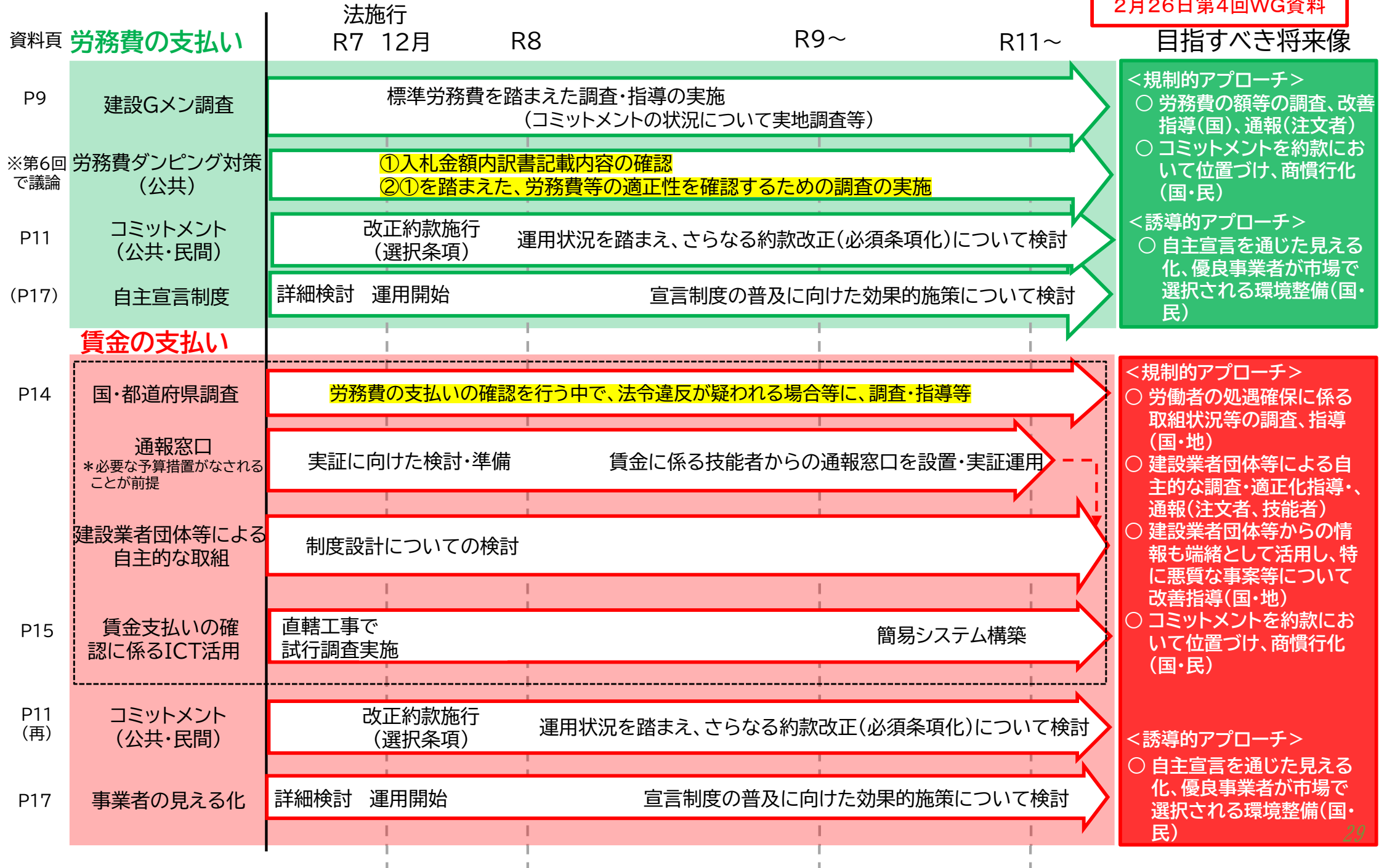
【Gメンによる検証イメージ】

- 当初見積書の検証
 - ✓ 施工数量「5トン」に、「労務費の基準」である「8万円/トン」を乗じる。
 - ✓ 上記により算出して得た40万円と、当初見積書の労務費の見積額「35万円」を比較し検証。当初見積書の労務費の額が、「労務費の基準」から算出する額を著しく下回るときは、見積りを行った受注者を指導等する。
 - ✓ その際、見積額が基準を下回る原因が労務単価の減少にあるのか、歩掛（2人日）・1人日当たり作業量（0.5トン）にあるのかについて、A職種の公共工事設計労務単価及びA職種の「労務費の基準」が想定する歩掛と比較し検証する。
- 最終見積書の検証
 - ✓ 算出した40万円と、最終見積書の労務費の見積額「15万円」を比較し検証。労務費の額は当初見積書から最終見積書の間で減額されているため、減額の理由が不明な点についてはヒアリングにより把握。設例の場合、労務単価を公共工事設計労務単価比で著しく切り下げるものであり、ヒアリングで注文者の変更依頼によることが確認されれば、「労務費の基準」を著しく下回ることとなる額への変更依頼として、注文者を指導等する。

2-3. 労務費・賃金の支払いに向けた取組に関するロードマップ

議論のたたき台

2月26日第4回WG資料



【参考】WGでの議論を踏まえ、職種別意見交換で検討している「基準の示し方」②

工事の種類		●●工事				対象工事	
標準的な規格・仕様		□□□				「労務費の基準」とした標準的な規格・仕様	
条件	××の種類	×××					
	△△の種類	△△△					
労務費の基準(例)		1,754.00 (円/m2)(例)				歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準」 (経費は含まない・個別に必要な補正は許容)	
内訳	職種	歩掛 (人・日/m2)	設計労務単価 (円/人・日)	歩掛× 設計労務単価 (円/m2)	(参考) 日当り施工量	算出根拠 (内訳)	
	●●工	0.05	30,000	1,500.00	1 ÷ 0.06 人日 / m2 ≒ 16.667m2 / 人 日	(参考) 日当り施工量 ※歩掛の合計からの計算値	
	■●作業員	0.01	25,400	254.00			
	合計			1,754.00			

設計労務単価※1：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（@東京）による

※1 一般的な適用条件は、「一般事項」による。

歩掛※2：当該歩掛の作業内容及び設定条件は、下記による

※2 公共建築工事の歩掛りの適用範囲をベースに、職種別意見交換において標準的な範囲を検討・確認

【標準的な規格・仕様の作業内容】

□□□における製作・加工・組立・設置・撤去, ×××の設置, △△△の作業 等

【標準的な規格・仕様の設定条件】

構造等の施工条件 等

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、必要な補正を行う必要がある

職種全体に共通する留意事項

算出に使用した設計労務単価と歩掛の根拠

標準的な規格・仕様に含まれている作業内容

標準的な規格・仕様で設定されている条件

1-5. 公共工事における労務費・賃金の確認手法の取組に関するロードマップ



1. 建設業法の概要
2. 建設業法の改正と今後の予定
3. CCUS（建設キャリアアップシステム）
4. 中央建設業審議会（中建審）の検討内容
5. 下請法・振興法の改正案について
6. 建設業法令遵守に係る通報・相談窓口

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

□今回予定している下請法の改正と足並みをそろえて、改正建設業法に基づき、取引適正化を推進

□従来より建設業法では、注文者が取引上の地位を不当に利用して原価割れ契約を締結することを禁止
これは、当初契約後に地位を不当に利用した変更契約も含む

□また、改正建設業法においては、労務費、必要経費等の内訳明示の努力義務や、「おそれ情報」の通知、誠実協議の努力義務などが規定されたことから、これらの規定に基づき、今後も下請法と足並みを揃えた取組を強化

現行下請法の概要

- 下請法の正式名称は、「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年制定)。
- 法目的は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護。

下請法の適用対象

<①取引の内容>

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

<②資本金区分>

物品の製造・ 修理委託の 場合	親：資本金3億円超	下請：資本金3億円以下(個人を含む。)
	親：資本金1千万円超3億円以下	下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)
情報成果物作成・ 役務提供委託の 場合	親：資本金5千万円超	下請：資本金5千万円以下(個人を含む。)
	親：資本金1千万円超5千万円以下	下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

義務・禁止行為

- **親事業者の義務**：発注書作成・交付・保存、支払期日の決定等
- **親事業者の禁止行為**：受領拒否、支払遅延、減額、返品、買ったたき等

独占禁止法・下請法と建設業法の関係

(規制法)

独占禁止法 (昭和22年法律第54号) 公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制

私的独占の禁止

不当な取引制限
の禁止

事業者団体
の規制

企業結合の規制

独占的状态
の規制

不公正な取引
方法の禁止

下請法 (下請代金支払遅延等防止法 昭和31年法律第120号)

- ◆ 独占禁止法の補完法
- ◆ 下請事業者に対する親事業者の不当な取扱いを規制

下請法の適用対象

<①取引の内容>

製造委託 修理委託 情報成果物作成委託 役務提供委託

<②資本金区分>

物品の製造・ 修理委託の 場合	親：資本金3億円超	下請：資本金3億円以下(個人を含む。)
	親：資本金1千万円超3億円以下	下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)
情報成果物作成・ 役務提供委託の 場合	親：資本金5千万円超	下請：資本金5千万円以下(個人を含む。)
	親：資本金1千万円超5千万円以下	下請：資本金1千万円以下(個人を含む。)

条項

規制内容

4条1項五号

買ったたき、不当な減額

4条1項六号

強制購入等

4条1項二号

支払期日

4条1項一号

受領拒否

4条1項七号

報復措置

4条2項二号

割引困難な手形の交付の禁止

建設業法 (昭和24年法律第100号)

- ◆ 建設工事に関する請負契約は下請法の対象外
⇒下請法の規制と**同様の規制を規定**

条項

規制内容

19条の3

不当に低い請負代金の禁止

19条の4

不当な使用資材等の購入強制の禁止

24条の3

下請代金の支払

24条の4

検査及び引渡し

24条の5

不利益取扱いの禁止

24条の6

特定建設業者の下請代金の支払期日等

(支援法)

振興法 (昭和45年法律第145号。経済産業省、業所管省庁共管)

- ◆ 下請中小企業を育成・振興する**支援法**としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、**全ての取引**が対象

下請法の改正事項(概要①)

下請法の改正事項の概要

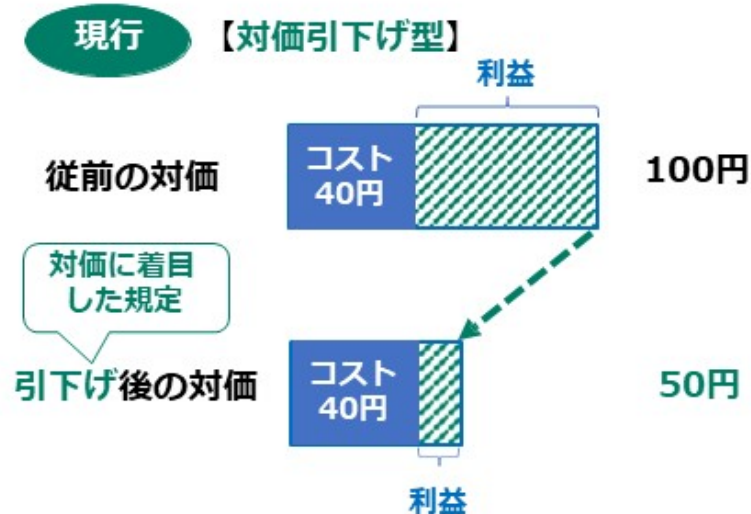
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



下請法の改正事項(概要②)

下請法の改正事項の概要

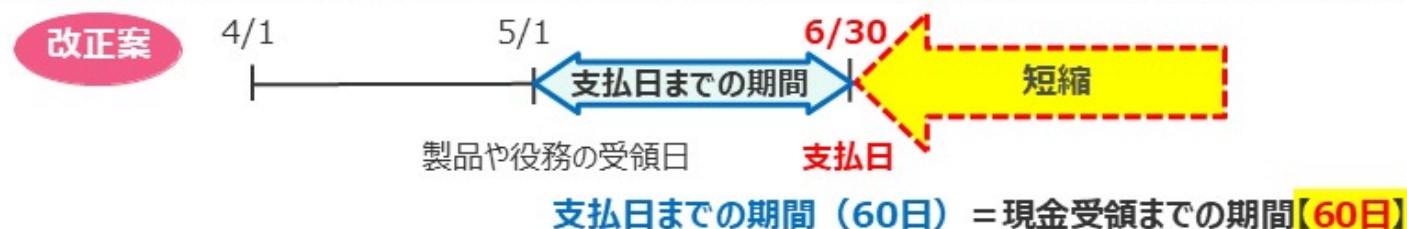
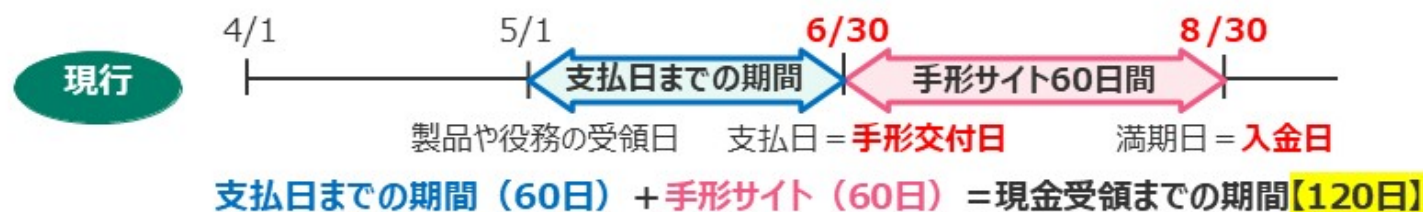
② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いる ことにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



下請法の改正事項(概要③)

下請振興法の改正事項の概要⑤ (「下請」という用語の改正)

改正内容⑤ (「下請」という用語の改正)

【題名、第1条、第2条等関係】

- ◆ 「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。
 - 「下請中小企業」 ⇒ 「**受託中小企業**」
 - 「親事業者」 ⇒ 「**委託事業者**」
 - 「下請中小企業振興法」 ⇒ 「**受託中小企業振興法**」

下請法の改正事項の概要

⑥ 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

1. 建設業法の概要
2. 建設業法の改正と今後の予定
3. CCUS（建設キャリアアップシステム）
4. 中央建設業審議会（中建審）の検討内容
5. 下請法・振興法の改正案について
6. 建設業法令遵守に係る通報・相談窓口

建設業に関する各種相談窓口

建設業の法令違反に関する通報窓口

1 駆け込みホットライン

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail: kakekomihl@mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります

【受付時間】

10:00～12:00, 13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。



駆け込みホットライン

検索

建設業に関する総合的な相談窓口

2 建設業フォローアップ相談ダイヤル

TEL 0570-004976

E-mail: hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】10:00～12:00, 13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。



建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

請負契約に関するトラブルの相談窓口

3 建設業取引適正化センター

東京
センター

TEL 03-3239-5095

FAX 03-3239-5125

E-mail: tokyo@tekitori.or.jp

大阪
センター

TEL 06-6767-3939

FAX 06-6767-5252

E-mail: osaka@tekitori.or.jp

相談料
無料



建設業取引適正化センター

検索

【受付時間】

9:30～17:00
(土日、祝日、年末年始を除く)

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業法セミナーに関する窓口

4 建設業法セミナー

- 『建設業者のための建設業法』や『適正な下請契約(建設業法令遵守ガイドライン)』等のテーマで講師を派遣します。
- また、『建設キャリアアップシステム』、『建設分野における外国人材の受入れ』、『社会保険の推進』といった、最近の建設行政における話題等についても説明しています。

TEL: 092-471-6331 (代表) 内線 6142, 6160

http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html

担当: 九州地方整備局 建設部 建設産業課 連携推進係



九州地方整備局 建設業法セミナー

検索

お　わ　り
